

西多行監報第2号
令和6年2月6日

西脇多可行政事務組合議会議長
西脇多可行政事務組合管理者様
西脇多可行政事務組合公平委員会

西脇多可行政事務組合
監査委員 棚倉和久
同 東野敏弘

令和5年度西脇多可行政事務組合定期監査結果報告書の
提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき執行したみだしの定期監査について、同条第9項の規定により結果報告書を提出します。

令和5年度

定期監査結果報告書

西脇多可行政事務組合監査委員

- 1 監査の対象
西脇多可行政事務組合
業務課、認定審査課、資源循環課
- 2 監査の期間 令和5年12月11日から令和6年1月25日まで
- 3 監査の期日等 令和6年1月25日
(関係職員の出席を求め、聴取等を実施した日)
西脇市役所(4階) ワークルーム
- 4 主たる監査項目
 - (1) 担当別業務及び人員配置状況
 - (2) 歳入歳出予算の執行状況
 - (3) 主要契約の執行状況
 - (4) 補助金・交付金及び負担金の交付状況
 - (5) 使用料・手数料の収納状況
 - (6) 懸案事項又はリスク
- 5 監査の要領
監査の実施に当たっては、主たる監査項目に係る関係資料及び関係書類・台帳等(予算執行に係るものは令和5年10月末時点)の提出を求め、監査時点までの各事務事業等の説明を受け、質疑応答の方法で実施した。
- 6 監査の着眼点
監査資料として提出を求めた「懸案事項又はリスク」について、その実情及び今後の対応等の説明を求め確認した。
- 7 監査の結果
あらかじめ提出を求めた所定の監査調書に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について監査した結果、各課とも所管の事務事業については、監査した限りにおいて適正に執行されていると認められた。
 - (1) 南部収集車両購入の内容を確認したところ、西脇市区域におけるごみ収集車両9台のうち2台の更新を図るものであるが、近年の半導体不足の影響等により、年度内の納車が難しいため、2月予定の組合議会において、繰越明許を提案するとの説明を受けた。なお、契約に関する書類の提示を求めたところ、適正に事務処理が行われていたことを確認した。

また、車両売却収入について確認したところ、北播磨清掃事務組合から承継した軽自動車1台分であり、登録から23年が経過し、使用頻度も低くなったため、令和5年度の車検満了期日をもって廃車とし、2社の見積合わせにより売却処分したとの説明を受けた。

- (2) 地域振興事業交付金について内容及び執行予定を確認したところ、新ごみ処理施設の建設を受け入れていただいた自治会の区域において実施される事業に対し、当該自治会との協定に基づき交付するものである。当該自治会においては、今年度の対象事業必要額の状況により、交付金の請求を見合わせる方向で検討されているとのことで、当該自治会の最終的な意思決定を確認の上、執行について対応したいとの説明を受けた。
- (3) 各課の「懸案事項又はリスク」については、業務課では北部クリーンセンター処理施設等の解体撤去及び新ごみ処理施設の稼働に伴う南部業務地域の収集体制の整備、認定審査課では市町申請（一次判定）から認定結果通知（二次判定）及び合議体間の審査判定の平準化、資源循環課では新ごみ処理施設建設工事及び敷地造成工事の説明をそれぞれ受けた。

今後も引き続き、職員の健康面において十分留意されるとともに、各課業務運営においては住民サービス向上に取り組まれ、効率的かつ適正な執行に努められるよう、より一層尽力されたい。